

宮城県公報

発行 県
 宮城 (総務部私文書課)
 宮城県仙台市青葉区
 本町三丁目8番1号
 電話 022(211)2267
 (毎週火、金曜日発行)

サービス事業者から、次のとおり変更した旨届出があった。
 平成二十一年五月十五日

宮城県知事 村井嘉浩

指定障害福祉サービスの種類

事業所番号	事業所の名称及び所在地	設置者名	変更年月日
			変更前
○四一五一〇〇五九一	知的障害者共同生活介護事業所スピカ 丁仙台市青葉区双葉ヶ丘一 丁仙台市青葉区双葉ヶ丘一 目九番十二号	社会福祉法人なのはな会	平成二十一年四月一日

目次

ページ

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の委任の届出

(障害福祉課)
(商工経営支援課)
(農村振興課)
(道路課)
(同)

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出

(同)

○貸金業法に基づく事務の委任の解除

(同)

○県営土地改良事業の工事の完了

(同)

○道路の区域変更(二件)

(同)

○道路の供用開始

(同)

○一級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格の認定

(建築宅地課)

○宮城県柴田農林高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収業務の委託

(教育庁高校教育課)

○土地改良区役員の就任及び退任の届出

(北部地方振興事務所)

○土地改良区の定款変更の認可(二件)

(同)

○開発行為に関する工事の完了(三件)

(建築宅地課)

○警備業法第二十二条第一項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習の実施

告示

宮城県知事 村井嘉浩

○宮城県告示第四百六十三号

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)、第四十六条第一項の規定により公告する。

平成二十一年五月十五日

○宮城県告示第四百六十号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百一十三号)第四十六条第一項の規定により、指定障害福祉

事業所番号	事業所の名称及び所在地	設置者名	廃止年月日
○四一一五〇〇一四三	ホームヘルプステーション 大崎市古川小野字嵐山一番 地一	社会福祉法人大崎誠心会	平成二十一年三月二十一日

宮城県知事 村井嘉浩

○宮城県告示第四百六十一号
平成十六年宮城県告示第五百七十四号(貸金業の規制等に関する法律に基づく事務の委任)は、停止する。

平成二十一年五月十五日

○宮城県告示第四百六十三号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百一十三号)第四十六条第一項の規定により公告する。

平成二十一年五月十五日

地 区 名 北沢第2	事 業 の 名 称 特定農業用管水路等特別対策事業	工事完了年月日 平成二十一年三月二十一日
---------------	------------------------------	-------------------------

○富城県告示第四百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十一年五月十五日から三十日間富城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年五月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 一般国道		二 路線名 三百九十八号		三 道路の区域	
		前	変更後 敷地の幅員 (メートル)	前	変更の区間 敷地の幅員 (メートル)
後	八・八 一一・六 一八・四	八・八 一一・六 三五・六	三五・六	後	一九・〇 一二・五 一〇〇・一
	から 同郡同町戸倉字水戸辺一六九番一号地先まで				

○富城県告示第四百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十一年五月十五日から三十日間富城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年五月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類
県道
二 路線名
塩釜亘理線

宮城県知事 村 井 嘉 浩

三 道路の区域

変 更 の 区 間		前 変 更 後	敷 地 (メートル) の幅員	敷 地 (メートル) の延長
後	前			
名取市杉ヶ袋字杉中三五番一地先から 同市杉ヶ袋字杉中三八番六地先まで	一九・〇 一二・五 一〇〇・一	前	一九・〇 一二・五 一〇〇・一	二七・二
		後		

○富城県告示第四百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十一年五月十五日から三十日間富城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年五月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

種道 路 類 の 路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始年月日
一般国道 三百九十八号	本吉郡南二陸町戸倉字中芝一九番一号地先から 同郡同町戸倉字水戸辺一六九番一号地先まで	平成二十一年五月十八日

○富城県告示第四百六十七号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十五条第三号の規定により、同条第一号及び第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者として、次のとおり認定した。

平成二十一年五月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 学校の名称

東北工業大学

二 所在地

仙台市太白区八木山香澄町三十五番一号

三 学科の名称

ライフデザイン学部安全安心生活デザイン学科

四 修業期間

四年

第2057号 平成21年5月15日 金曜日 宮 城 県 公 報

平成二十一年三月二十七日	吉岡生	地加美郡加美町字原庄右衛門三十八番
平成二十一年三月二十七日	三浦俊郎	地加美郡加美町小泉字北要害二十七番

志田郡桑折江土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三十一条第一項の規定により、平成二十一年五月七日認可した。

なお、この認可があつたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被生地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十二年五月十五日

宮城県北部地方振興事務所

所長 高橋幸夫

○宮城県告示第四百七十一号

加美郡西部土地改良区の定款変更について 土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第二十一条第一項の規定により、平成二十一年五月七日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

宮城県北部地方振興事務所

公告

○都市計画法（昭和四十三年法律第二百四号）第一十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十二年五月十五日

宮城県知事
村井嘉浩

一 地域の名称	一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる 多賀城市八幡字砂押五番一、同字砂山一十五番 一、二十六番一及び同字西脇六番九
二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）	二 多賀城市八幡三丁目六番一十一号

株式会社多賀城ハウジングセンター

平成21年6月18日（木）から平成21年6月25日（木）まで（土・日曜日を除く。）の6日間（6月18日から同月24日までの土・日曜日を除く5日間は、午前9時30分から午後4時50分まで、

○都市計画法（昭和四十三年法律第二〇四号）第十九条第一項の規定によるところ開発区域（一区）に係る開発行為並びにその一事業を記載した。	平成二十二年五月十五日	宮城県知事 村井嘉郎
○都城県告示第四百七十号 志田郡桑折江土地改良区の促進実績について、土地改良法（昭和二十四年法律第二〇九号）第十九条第一項の規定によつて、平成二十一年五月七日認可した。 なほ、この認可があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に都城県を被抵しつて當該地方裁判所よりの認可に対する取消しの訴えを提起するにあらざれば。	平成二十一年五月十五日	加美郡加美町字原庄右衛門二十八番 監事 加美郡加美町小泉字北野三一十七番 監事
○都城県知事第百七十一号 加美郡西部土地改良区の認可を受けて、土地改良法（昭和二十四年法律第二〇九号）第十九条第一項の規定によつて、平成二十一年五月七日認可した。 なほ、この認可があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に都城県を被抵しつて當該地方裁判所よりの認可に対する取消しの訴えを提起するにあらざれば。	平成二十一年五月十五日	都城県北部地方振興事務所 所長 高橋幸夫
○都城県知事第百七十一号 都城県北部地方振興事務所の認可を受けて、土地改良法（昭和二十四年法律第二〇九号）第十九条第一項の規定によつて、平成二十一年五月七日認可した。 なほ、この認可があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に都城県を被抵しつて當該地方裁判所よりの認可に対する取消しの訴えを提起するにあらざれば。	平成二十一年五月十五日	都城県北部地方振興事務所 所長 高橋幸夫
○都城県公安委員会告示第78号 警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。 平成21年5月15日	宮城県公安委員会委員長 中村孝也	1 講習に係る警備業務の区分及び実施期日 (1) 警備業務の区分 法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号警備業務」という。） (2) 実施期日 平成21年6月18日（木）から平成21年6月25日（木）まで（土・日曜日を除く。）の6日間 (6月18日から同月24日までの土・日曜日を除く5日間は、午前9時30分から午後4時50分まで、
○都城県知事第百七十一号 志田郡桑折江土地改良区の促進実績について、土地改良法（昭和二十四年法律第二〇九号）第十九条第一項の規定によつて、平成二十一年五月七日認可した。 なほ、この認可があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に都城県を被抵しつて當該地方裁判所よりの認可に対する取消しの訴えを提起するにあらざれば。	平成二十一年五月十五日	加美郡加美町字原庄右衛門二十八番 監事 加美郡加美町小泉字北野三一十七番 監事
○都城県知事第百七十一号 都城県北部地方振興事務所の認可を受けて、土地改良法（昭和二十四年法律第二〇九号）第十九条第一項の規定によつて、平成二十一年五月七日認可した。 なほ、この認可があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に都城県を被抵しつて當該地方裁判所よりの認可に対する取消しの訴えを提起するにあらざれば。	平成二十一年五月十五日	都城県北部地方振興事務所 所長 高橋幸夫
○都城県知事第百七十一号 都城県北部地方振興事務所の認可を受けて、土地改良法（昭和二十四年法律第二〇九号）第十九条第一項の規定によつて、平成二十一年五月七日認可した。 なほ、この認可があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に都城県を被抵しつて當該地方裁判所よりの認可に対する取消しの訴えを提起するにあらざれば。	平成二十一年五月十五日	都城県北部地方振興事務所 所長 高橋幸夫
○都城県公安委員会告示第78号 警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。 平成21年5月15日	宮城県公安委員会委員長 中村孝也	1 講習に係る警備業務の区分及び実施期日 (1) 警備業務の区分 法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号警備業務」という。） (2) 実施期日 平成21年6月18日（木）から平成21年6月25日（木）まで（土・日曜日を除く。）の6日間 (6月18日から同月24日までの土・日曜日を除く5日間は、午前9時30分から午後4時50分まで、

同月25日は午前9時30分から午後0時20分までとし、午後1時00分から修了考査を実施する。)

2 実施場所

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号
社団法人宮城県警備業協会

3 受講定員

40人

4 受講対象者

受講対象者は、受講申込日において、次のいずれかに該当する者

- (1) 最近5年間に2号警備業務に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」とい

う。)第4条に規定する1級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

- (4) 検定規則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者

- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの

5 受講手続

(1) 申込み受付期間

平成21年5月29日(金)から平成21年6月11日(木)まで(土・日曜日を除く。)の10日間(毎日午前9時から午後5時まで)。ただし、先着順に受け付け、受講定員に達した場合は、受付期間内であっても締め切る。

(2) 申込書の提出先

宮城県内の各警察署生活安全課

- なあ、郵送による提出は受け付けない。
- (3) 提出書類

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通及び受講対象者に該当することを説明する書面

イ 受講対象者に該当することを説明する書面は次のとおりとする。

(ア) 前記4-(1)に該当する者

最近5年間に、2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上あることを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

書

(イ) 前記4-(2)に該当する者

1級検定の合格証明書の写し

(ウ) 前記4-(3)に該当する者

2級検定の合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

(エ) 前記4-(4)に該当する者

旧1級検定の旧検定規則第8条の合格証の写し

(オ) 前記4-(5)に該当する者

旧2級検定の旧検定規則第8条の合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

ウ 代理人が提出する場合は本人からの委任状

(4) 受講手数料

公安委員会関係手数料条例(平成12年条例第21号)第2条第1項の表第63の項に基づき、38,000円の額に相当する宮城県収入証紙により受講申込時に納付すること。

なお、既納の受講手数料は、還付しない。

6 講習の委託先

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号
社団法人宮城県警備業協会

7 その他

講習に関する問い合わせ先 警察本部生活安全部生活環境課(電話番号022-221-7171 内線3184)